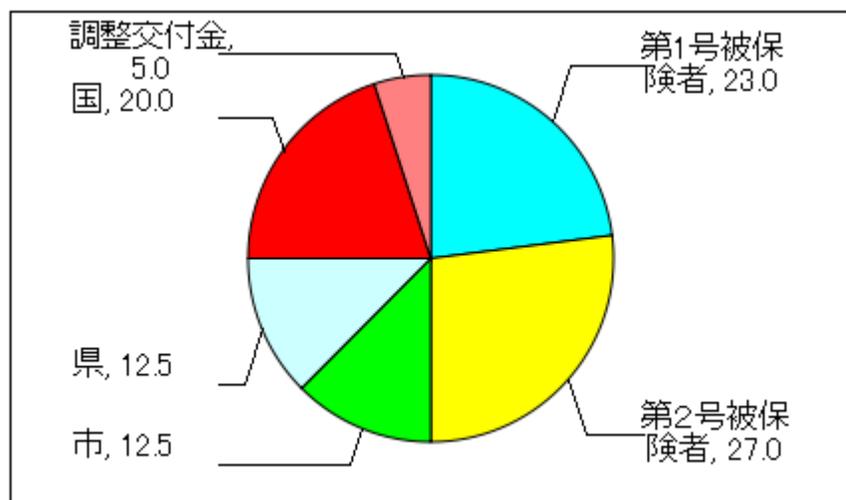


第 7 期介護保険料の設定について

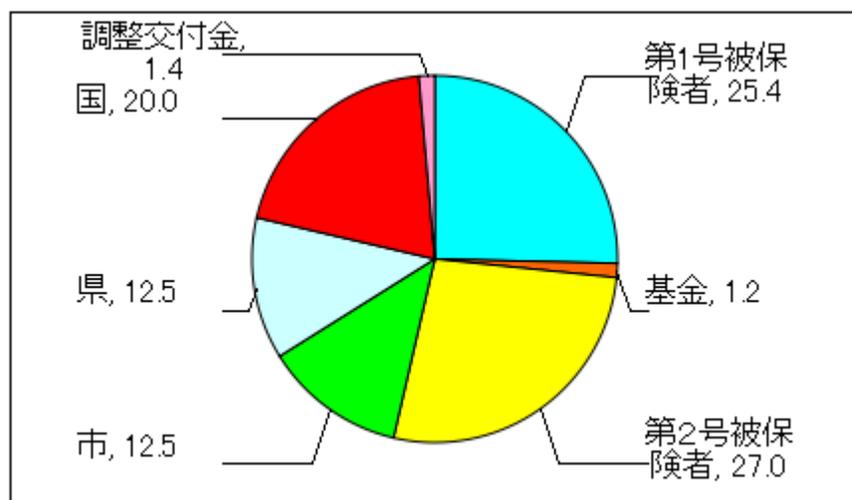
第 4 回（平成 29 年 11 月 30 日）当分科会においてご説明した内容について、説明資料を見直し、基金の活用を反映した第 7 期介護保険料（案）をお示しするものです。

- 1 第1号被保険者介護保険料の基準額について
- (1) 第1号被保険者は，政令の規定により，介護保険事業費見込額814億3千万円の23%を負担します。
- (2) 柏市は，全国平均に比べ，後期高齢者の割合が小さく，高齢者の所得も比較的高いため，調整交付金は1.38%（現時点の予測値）となります。このため，5%に満たない3.62%分は第1号被保険者の負担となります。
- (3) 基金9億5千万円を活用し，第1号被保険者の負担を軽減します。

基準額 月額5,512円／年額66,144円



A 政令で定める原則の割合



B 財源調整後の割合

図1 財源別負担割合

2 介護保険料段階について

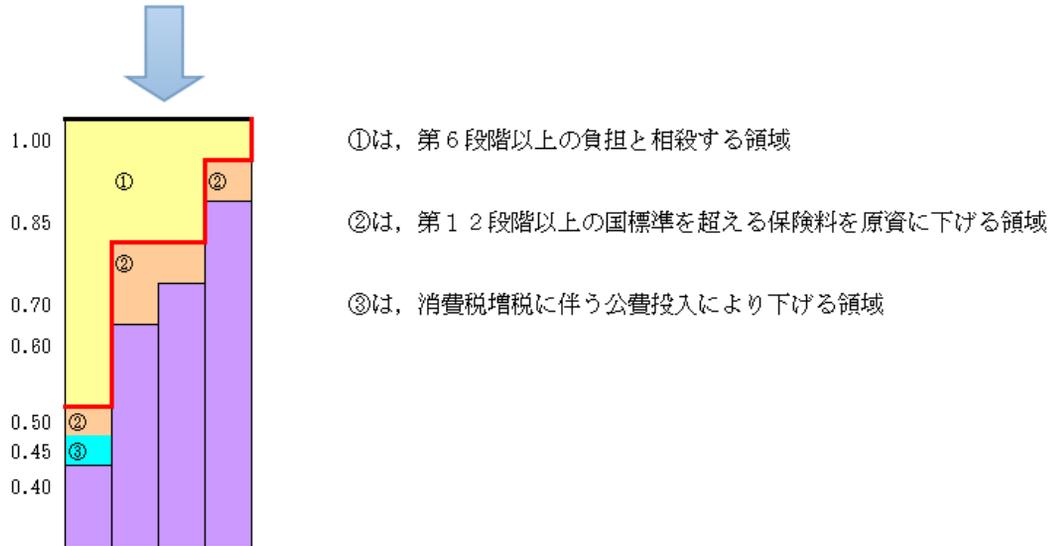
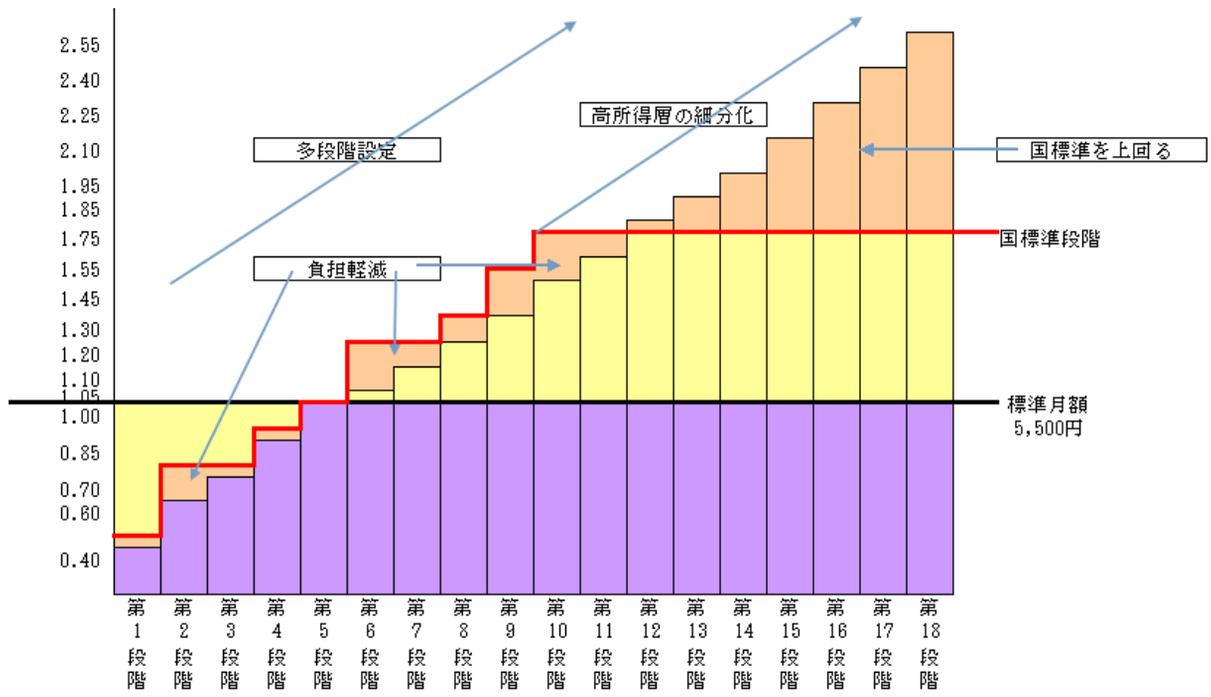
- (1) 負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき，第6期に引き続き，18段階に設定する。(表1，図2参照)
- (2) 第1段階から第4段階までの負担割合は，国の標準段階より低く設定する。(表2参照)
- (3) 消費税引き上げ分の一部を財源に世帯員全員市民税非課税者の負担割を軽減する。(表3参照)

表1 第7期介護保険料(案)

柏市第7期(平成30年度)案					
所得段階	対象者	負担	割合(%)		第1号被保者
第1段階	生保等 所得10万円以下 (世帯非課税)	下0	42.06	42.5	20446
第2段階	所得10万円20万円以下 (世帯非課税)	0	63.09	63.8	60715
第3段階	所得20万円以上 (世帯非課税)	上0	74.06	33.0	85813
第4段階	所得10万円以下 (世帯)課税	下0	85.02	94.1	90959
第5段階 (基準)	所得10万円超 (世帯)課税	1	06.06	15.4	51236
第6段階	所得1万円(本人)課税	1	06.59	45.5	78725
第7段階	所得1万円2万円未満(本人)課税	1	17.02	76.5	86331
第8段階	所得2万円未満(本人)課税	1	27.09	36.7	21428
第9段階	所得3万円未満(本人)課税	1	38.05	97.8	76528
第10段階	所得4万円未満(本人)課税	1	49.55	97.0	99213
第11段階	所得5万円未満(本人)課税	1	51.0	2,85	253436
第12段階	所得6万円未満(本人)課税	1	7.3	5,97	562463
第13段階	所得7万円未満(本人)課税	1	8.2	2,130	6,6971
第14段階	所得8万円未満(本人)課税	1	9.2	8,190	8,0481
第15段階	所得9万円未満(本人)課税	2	1.3	8,191	0,275917
第16段階	所得10万円以上(本人)課税	2	2.4	8,182	2,402753
第17段階	所得10万円以上(本人)課税	2	4.5	8,173	4,2282
第18段階	所得15万円以上(本人)課税	2	5.6	8,164	6,0552

総数1人単位

第1段階～第4段階	134
第5段階	36
第6段階～第18段階	147



- ①は、第6段階以上の負担と相殺する領域
- ②は、第1 2段階以上の国標準を超える保険料を原資に下げる領域
- ③は、消費税増税に伴う公費投入により下げる領域

図 2 介護保険料段階のイメージ

表 2 第 1 段階から第 4 段階までの負担割合の比較

段階	柏市	国
第 1 段階 《世帯非課税》年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 生活保護受給者等	0.40	0.45
第 2 段階 《世帯非課税》年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え, 120 万円以下	0.60	0.75
第 3 段階 《世帯非課税》年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.70	0.75
第 4 段階 《世帯課税》年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.80	0.90

表 3 公費投入による低所得者の保険料軽減

	軽減前の割合	平成 27 年 4 月実施	完全実施
第 1 段階	0.45	0.40	0.25
第 2 段階	0.60	—	0.35
第 3 段階	0.70	—	0.65